

◆ 岸和田市立福祉総合センター指定管理者候補者 審査結果

福祉総合センターの指定管理者候補者について、令和元年度第3回指定管理者審査委員会にて以下のとおり選定されました。

選定項目	審査項目	審査の視点	配点	審査委員会採点	
				社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会	
施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること。	(1) 平等な利用を図るための具体的手法及び課題への取組み	① 一部の利用者に対する不当な優遇措置等はないか	適・否	適	
		② 社会的弱者への配慮等に関する取組み方針は適切か			
		③ 人権に関して、研修等の取組み方針は適切か			
提案価格に関すること	(2) 提案金額の評価と収支計画の実現可能性	④ 提案価格(指定管理料又は納付金)の評価(価格評価の算定式により評価)	75	75	
		⑤ 収支計画の実現可能性はあるか	50	41	
施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること	(3) 施設・設備の維持管理の内容	⑥ 市が求めている内容が、事業計画書で提案されているか	25	18	
		⑦ 施設・設備の維持管理の内容は適切か	20	16	
		⑧ 施設・設備の安全管理体制は適切なものか	20	16	
	(4) 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針に関する取組み	⑨ 提案された指定管理業務が、施設の設置目的や市の管理運営方針を理解した内容であるか	20	14	
		⑩ 提案された自主事業が、市の管理運営方針を理解した内容であるか	20	15	
	(5) サービス向上のための取組み	⑪ サービス向上のための取組み内容は適切か	20	13	
		⑫ 利用者からの意見・苦情・要望等への対応姿勢は適切か	20	14	
		⑬ 利用者の視点に立った方針・方策を立てているか	20	13	
	(6) 利用拡大のための取組み	⑭ 各年度の事業計画の内容は適切か	20	13	
		⑮ 事業内容等の広報やPRの方針は効果的なものか	20	12	
⑯ 施設の設備、機能、立地等を十分に活用した内容となっているか		20	15		
施設の管理及び運営業務を安定して行いうる物的及び人的能力を有すること。	(7) 安定的な管理運営のための人員配置及び人材育成の取組み	⑰ 職員配置体制は適切か	15	14	
		⑱ 職員の資質や能力向上を図るための取組みは適切か	15	13	
		⑲ 業務再委託する内容は適切か	10	9	
		⑳ 障害者雇用について取組みがなされているか	10	9	
	(8) 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤	㉑ 団体の財務状況は健全か	10	10	
		㉒ 類似施設を良好に運営した実績はあるか	15	12	
	(9) 法令遵守	㉓ 法令遵守に対する取組みがなされているか	10	10	
		㉔ 管理運営状況や必要な検査の結果等の情報公開に対する考えは適切か	10	8	
		㉕ 個人情報の保護に対する取組みは適切か	10	9	
	(10) 緊急時対策	㉖ 防犯、防災についての取組みは適切か	10	7	
㉗ その他、緊急時の対応策は適切か		10	8		
その他、施設の管理・運営上必要な事項	(11) 福祉総合センターとしての機能及び連携	㉘ 地域、地元関係団体、ボランティア等との連携が図られているか	25	18	
各委員採点計			500	402	
			審査結果	指定管理者候補者	

岸和田市営自転車等駐車場(市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く。)の選定結果について

岸和田市営自転車等駐車場(市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く。)について、令和元年第5回指定管理者審査委員会にて以下のとおり選定されました。

施設名称		岸和田市営自転車等駐車場(市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く)	
募集形態		非公募	
評価基準		配点	申請団体採点結果
			野里電気工業株式会社
収支計画の評価		15点×5人=75点	59
ア	施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること。	10点×5人=50点	39
イ	施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。	40点×5人=200点	150
ウ	施設の管理及び運營業務を安定して行いうる物的及び人的能力を有すること。	35点×5人=175点	138
合計		100点×5人=500点	386
順位		1	
審査委員会評価		指定管理候補者	

### 市営東岸和田駅自転車等駐車場の選定結果について

市営東岸和田駅自転車等駐車場について、令和元年第5回指定管理者審査委員会にて以下のとおり選定されました。

施設名称		市営東岸和田駅自転車等駐車場	
募集形態		非公募	
評価基準		配点	申請団体採点結果
			野里電気工業株式会社
収支計画の評価		15点 × 5人 = 75点	57
ア	施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること。	10点 × 5人 = 50点	39
イ	施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。	40点 × 5人 = 200点	148
ウ	施設の管理及び運營業務を安定して行いうる物的及び人的能力を有すること。	35点 × 5人 = 175点	137
合計		100点 × 5人 = 500点	381
順位		1	
審査委員会評価		指定管理候補者	